

牧之原市制施行20周年記念市民提案事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、牧之原市が市制施行20周年を迎えるに当たり、市制施行20周年記念事業（以下「記念事業」という。）の実施に際し、市民の積極的な参加を促進し、記念事業の充実を図るため、記念事業を実施しようとする団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、牧之原市補助金等交付規則（平成17年牧之原市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、当該団体の主たる活動拠点が市内にあり、構成員の過半数が市内に在住、在勤又は在学している団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内で開催される広く市民等が参加できるイベント等のうち、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 記念事業の実施方針に即した事業
- (2) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する事業
- (3) 令和7年度以前に既に実施している事業（以下「既存事業」という。）
の場合、記念事業として事業を拡充したものであることが明確に区分できる事業（以下「拡充事業」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する事業
- (2) 特定の政治、思想又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 特定の個人、団体等の営利又は宣伝のみを目的とする事業
- (4) 反社会的な活動を行う団体と関係がある事業
- (5) 国、他の地方公共団体、その他の団体等から補助金を受けて実施する事業
- (6) その他市長が不相当と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、拡充事業を実施しようとする場合は、既存事業の拡充部分に要する経費に限り補助対象経費とする。

(補助額)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号に係る補助金の額は、総事業費から事業で得た収入を控除した額又は補助対象経費の総額のいずれか低い額とする。

2 第3条第1項第3号に係る補助金の額は、拡充部分に要する経費の総額から事業で得た収入を控除した額又は補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得られる額とする。

3 第1項及び前項に係る補助金の額は20万円を限度とし、補助対象団体につ

き1件を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 事業計画書
- イ 収支予算書
- ウ 団体概要書
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

令和8年1月30日まで

2 申請者は、事業の実施に必要があるときは、補助金の概算払を申請することができる。

(交付の決定)

第7条 前条の規定による申請があったときは、その内容が記念事業に適當かどうか牧之原市制施行20周年記念事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）において審査し、市長は審査の結果を踏まえ交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の審査の結果について、交付決定（不決定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前条第2項の補助金の概算払について、必要があると認めるときは、これを承認し、概算払することができる。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定において、次に掲げる条件を付する。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
- イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長の指示を受けなければならない

(3) 牧之原市補助金等交付規則及び牧之原市制施行20周年記念市民提案事業補助金交付要綱を遵守すること

(4) その他市長が必要と認める条件を遵守すること

(変更の承認申請)

第9条 申請内容に変更の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、廃止承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を検討委員会で審査し、適當と認めたときは、変更承認書（様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 提出書類

- ア 事業完了報告書
- イ 収支決算書
- ウ 領収書（支出の確認ができるものとする。）
- エ その他市長が必要と認める書類

（2） 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日まで

（交付の確定）

第12条 市長は、実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助金を請求するときは、前条に規定する交付確定通知書を受領した日から起算して30日を経過した日までに請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求手続）

第14条 概算払の請求をする必要があるときは、概算払の承認を受けた後、概算請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助金の交付の決定及び確定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1） 実施する事業の内容が第3条の要件に該当しないことが判明したとき
- （2） 申請内容を大きく逸脱して事業を実施したとき
- （3） 補助金を交付の目的以外のものに使用したとき
- （4） 事業を中止し、又は廃止したとき
- （5） 前各号に掲げるもののほか、不正な行為があったとき

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定及び確定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項 目	補助対象経費	補助対象外経費
報 償 費	講師、出演者への謝礼等	飲食費、工事費、団体の経常的な活動に要する経費、団体の構成員に対する謝礼、人件費及び旅費、その他社会通念上必要でないと思われるもの
需 用 費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費等	
旅 費	講師、出演者等の交通費、宿泊費	
役 務 費	通信運搬費、保険料等	
委 託 料	会場設営費、委託料等	
使用料及び 賃 借 料	会場使用料、機械器具の借上料等	
その他経費	その他市長が必要と認める経費	